

第 1 1 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 8 年 1 0 月 1 4 日

知 多 市 教 育 委 員 会



- 1 開 会 出席委員 5 人  
第 1 1 回知多市教育委員会定例会を開会する。
- 2 前回会議録の承認について 第 1 0 回臨時会会議録は、委員全員の賛成により承認された。  
署名委員 岩見田委員、石井委員  
第 1 1 回定例会会議録署名委員の指名  
石井委員、吹原委員
- 3 委員長報告 前回定例会以降の内容を別紙委員長報告により説明した。
- 4 教育長報告 前回定例会以降の内容を別紙教育長報告により説明した。
- 5 議 題 なし

6 そ の 他

(1) 知多地方教育事務協議会規約の一部変更（案）について（報告）

(説明) 渡邊学校教育課副課長

平成 2 6 年 9 月に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が改正され、教科書の採択は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約を定めて行うこととされました。

このことにより、教科書の採択は、当該市町村の教育委員会の協議によって規約を設け、採択地区協議会を設置することから、教育事務協議会が、教科書の採択を行うと解釈されない規約に変更する必要があります。

知多地方教育事務協議会規約第 4 条第 1 項第 2 号において、「小学校及び中学校の教科用図書の採択に関する事務」を、「知多教科用図書採択協議会の庶務に関する事務」に改めるもので、改正後の規約の施行は、平成 2 9 年 4 月 1 日を予定しています。

なお、この規約の改正については、5 市 5 町で構成する知多地方教育事務協議会において検討を行ってきたもので、今後、各市町の教育委員会定例会での協議を経て、1 2 月に開催されます、各市町の議会定例会において議決を受けた後、規約の変更にかかる事務を行っていく予定です。

協議のための議題としては、次回、1 1 月の定例会において提出しますが、予めの検討を行うということで、今回、報告という形で、案を提出しました。

(質疑・意見)

小宮教育長

採択協議会が、教科書の採択を行うこととなりますが、現行の規約では、事務協議会が、採択をしているというように捉えられるということで、それぞれの協議会が、同一のことを行っているようにしないようにするための変更です。

(2) 知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）等について（報告）

(説明) 柴山生涯学習課長

公民館の見直しについては、公民館見直し骨子案のとおり、稼働率の低い八幡、岡田、旭、東部及び大興寺の各公民館を見直し、平成29年4月から（仮称）まちづくりセンターとして施設の活性化を予定しています。見直し案については、9月の定例会で報告しましたとおり10月1日から10月31日まで、市民の意見を伺うパブリックコメントを実施しています。

今後の予定は、施設の所管予定である市長部局において新たな条例を制定するとともに、教育委員会の6件の関係条例等について、改正手続きを行う予定です。パブリックコメントについては終了しておりませんが、現時点での改正概要案は次のとおりです。

1つ目の知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、八幡、岡田、旭及び東部の各公民館の記載を削除し、中部公民館は、引き続き、公民館の位置付けとするものです。

2つ目の知多市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については、八幡、岡田、旭及び東部の各公民館の記載を削除し、条文を整理するものです。

3つ目の指定管理者の指定期間の変更（大興寺公民館）については、大興寺公民館を平成29年4月からまちづくりセンターとするということで、指定期間を変更するもので、現在の公民館としての指定期間である平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を平成29年3月31日までの4年間に変更するものです。

4つ目の知多市大興寺公民館の設置及び管理に関する条例の廃止については、指定管理を行っている大興寺公民館については、単独の条例になっていますが、大興寺公民館を見直し、（仮称）まちづくりセンターとするため、条例を廃止するものです。

5つ目の知多市大興寺公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止については、条例を廃止するという一方で、同様に大興寺公民館の条例施行規則を廃止するものです。

6つ目の知多市立中央図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については、八幡、旭及び東部の各公民館の廃止に伴って、これらの施行規則に記載されている八幡、旭及び東部の各公民館の条文の記載を削除するなど、条文の整理を行うものです。

協議のための議題としては、次回、11月の定例会において提出しますが、予めの検討を行うということで、今回、報告という形で、案を提出しました。

（質疑・意見）なし

### （3）知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）等について（報告）

（説明）堀之内生涯学習課長

知多市民体育館及び屋外体育施設である寺本台グラウンド、梅が丘グラウンド、石根グラウンド、東小山グラウンド、寺本台庭球場、日長庭球場及びふれあい広場の指定管理者による指定管理を平成29年4月から取り止めるため、関係条例等について、改正手続きを行うものです。

改正概要案は、1つ目の知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、体育館の管理を指定管理者から知多市教育委員会へ変更するものです。また、簡易印刷機の利用者から、1製版につき40円を徴収する規定を追加します。40円の根拠ですが、製版1枚ごとに、原紙代が約34円、インク代が約15円で、合計すると49円になります。一般利用者は、印刷枚数は、少ない方が多いため、少額である印刷用のインク代と印刷機の電気代は、カウントしていません。また、市民活動センターの印刷機が、1

製版につき40円を徴収しているため、それと整合する額としました。次に、第1会議室を削除し、第2会議室を小会議室へ名称変更します。これは、現在、第1会議室はなく、生涯スポーツ課事務室が、旧第1会議室になります。平成3年10月からこの状態が続いており、施設管理協会との関係で、元に戻すかもしれないということで、当分の間という扱いになっておりましたが、今回の直営化を機に、条例を見直すことにしました。

2つ目の知多市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については、利用申請書及び利用許可書の様式において、指定管理者を知多市教育委員会に変更するものです。また、簡易印刷機利用者カードへの記入の規定を追加します。

3つ目の知多市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、屋外体育施設の管理を指定管理者から知多市教育委員会へ変更するものです。

4つ目の知多市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については、利用申請書及び利用許可書の様式において、指定管理者を知多市教育委員会に変更するものです。

協議のための議題としては、次回、11月の定例会において提出しますが、予めの検討を行うということで、今回、報告という形で、案を提出しました。

(質疑・意見) なし

#### (4) 県費負担教職員の退職管理(案)について(報告)

(説明) 渡邊学校教育課副課長

地方公務員の再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するために、平成26年に地方公務員法の改正が行われ、平成28年4月1日から施行されました。

この改正は、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止することを定めるもので、法律では、在職していた地方公共団体と再就職先との間の契約又は処分であって、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求又は依頼することを禁止しています。

本市においては、この法改正に基づいて、知多市職員の退職管理に関する条例及び知多市職員の退職管理に関する規則を平成28年4月1日から施行しています。

この条例及び規則では、知多市長が任命権者である市職員を対象にしていますが、県教育委員会が任命権者である県費負担教職員を対象に加えるために、現行の条例及び規則を改正するものです。

知多市職員の退職管理に関する条例については、第3条で、営利企業に就職した場合など、一定の要件に該当する者は、知多市職員の退職管理に関する規則で定める事項を任命権者に届け出することを規定していますが、知多市立の学校に勤務する県費負担教職員は、知多市教育委員会に届け出することを定めるために改めるものです。

知多市職員の退職管理に関する規則については、第12条は、地方公務員法第38条の2で規定する再就職者による依頼等の規制において、再就職者による依頼等の承認申請をする場合の届け出を任命権者にすることを定めていますが、県費負担教職員の場合は、知多市教育委員会に届け出することを定めるために改めるものです。

第13条は、地方公務員法では、離職前5年間の職務を対象にしていますが、一定の職

にあった者は、離職した日の5年前の日より前の職務に関し、法律と同様の禁止をするもので、その対象になる職として、第3号において、知多市立の小学校及び中学校の校長の職を対象にするものです。

第21条は、営利企業等に再就職した元職員に対して、離職後2年間は、第23条で定める事項の届け出を義務付ける職員の職を定めるもので、第3号において、知多市立の小学校及び中学校の校長の職を対象にするものです。

第23条は、再就職の届け出を任命権者にすることを定めていますが、県費負担教職員の場合は、知多市教育委員会に届け出することを定めるために改めるものです。

今回の改正により、知多市立の小学校及び中学校の校長の職にあった者は、営利企業等に再就職した場合は、知多市内で校長の職にあった学校に対して、当該学校の現職の教職員に対して、職務上の行為をするように、又はしないように要求又は依頼することができなくなるものです。また、必要な届け出は、知多市教育委員会にすることになります。

なお、条例については、市長が、12月の市議会定例会に提出する予定になっていて、規則については、知多市規則として、条例の改正に合わせて、12月の改正を予定しています。また、改正後の条例及び規則の施行は、平成29年4月1日を予定しています。

協議のための議題としては、次回、11月の定例会において提出しますが、予めの検討を行うということで、今回、報告という形で、案を提出しました。

なお、他の4市5町の状況ですが、12月までに改正の手続きを終了する予定をされていて、改正の内容は、ほぼ、本市と同様になっています。

(質疑・意見)

小宮教育長

校長が、民間企業に再就職した場合、校長として勤務していた学校へは、営利活動ができなくなるということになります。

(5) 平成29年教育委員会会議開催スケジュール(案)について(報告)

(説明) 渡邊学校教育課副課長

定例会は、原則として、第2金曜日とし、開催時間は、9時30分を予定しています。

なお、第3回定例会は、議会日程、人事内示の予定により、3月3日を予定しています。また、6月、9月及び12月の定例会は、市議会の開催日程により、変更する場合があります。

臨時会は、10月2日に、「委員長等の選挙のため」開催を予定しています。

(質疑・意見) なし

(6) 平成28年9月準要保護者等の認定状況について(報告)

(説明) 渡邊学校教育課副課長

準要保護は、前回から今回までの認定は、小学校で31人、中学校で15人、取消しは、小学校で2人、中学校で1人でした。現在の認定者数は、小学校で339人、中学校で241人、合計580人です。

また、認定児童生徒の理由別内訳は、生活保護が停止または廃止されたものの理由で、認定が1人、市町村民税の非課税または減免を受けているものの理由で、認定が3人、国民年金の掛金の減免または国民健康保険税の減免もしくは徴収猶予を受けているものの理由で、認定が1人、児童扶養手当の支給を受けているものの理由で、認定が29人、取消が3人、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められるものの理由で、認定が12人です。

要保護は、前回から今回までの認定、取消ともありませんでした。現在の認定者数は、小学校で24人、中学校で23人、合計47人です。

特別支援教育は、Ⅱ段階で、前回から今回までの決定はなく、取消は、小学校で1人でした。現在の決定者数は、小学校で72人、中学校で22人、合計94人です。また、Ⅲ段階は、前回から今回までの決定、取消ともありませんでした。現在の決定者数は、小学校で4人、中学校で1人、合計5人です。

就学援助認定者数の前年度との比較は、9月末で、小中学校合わせて、要保護は、7人減の47人、準要保護は、13人増の580人です。

(質疑・意見) なし

#### (7) 教育委員会後援事業について (報告)

(説明) 渡邊学校教育課副課長

前回の定例会から今回までに、知多市教育委員会後援に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、教育長の決定により、項番1の「平成28年度愛知県アンサンブルコンテスト高等学校の部知多地区大会、第29回中部日本個人重奏コンテスト高等学校の部知多地区大会(重奏の部)」から項番11の「オペラ「オペラを作ろう!小さな煙突掃除」」までの事業について、後援を承諾しました。

(質疑・意見) なし

## 7 自由討議

### (1) 学校訪問について

岩見田委員

つつじが丘小学校は、ユニバーサルデザインを前面に出して、現職教育を行っていて、一つひとつの授業を見ても、教材・教具が、丁寧に作られていました。また、それらをいつ、どのように出すかを工夫している様子が見られました。

新田小学校は、道徳の実践が多く、道徳に取り組んでいることが分かりました。気になったことは、黒板の横や上に掲示物があり、授業とは関係ない情報が目に入るため、黒板に集中できない状況は、改善したらどうかということ伝えてきました。

両校に共通することとして、板書の字が、小さかったり、薄かったりしていましたので、先輩の先生のを参考にしようということを書いてきました。原因は、普段、書かなくなってきたことです。機器での作成が増えてきました。子どもたちが、見やすい、見にくいということを考えて、板書して欲しいことを申し入れてきました。

竹内委員長

学校訪問の要項は、学校によっては、自宅に持ってきてくれるところがあります。ただ、持ってきて、先生は、その分の時間が取られるだけで、子どもたちにとっては、何もいいことはありません。ですので、逆に、連絡を受けたら、私が、学校に受け取りに行っています。このことにより、2回、学校を訪問することができます。学校訪問のときにはゆっくりと話すことができないようなことをすることができ、校外学習のときの地域の人との関わりや、花壇の手入れのことなどを聞くことができました。判断するときは、子どもたちのためになるかどうかを基準にすることを学校に話してきました。

## (2) 知多地方教職員労働組合との教育懇談会について

澤田指導主事

10月11日に、知多地方教職員労働組合との教育懇談会を行い、合計19項目に及ぶ要望がありました。教育長、阿部、澤田の3人が出席し、熱心な意見交換を行いました。

主な要望事項は、労働基本法、労働安全衛生法等に基づいて、教職員の休憩時間を確保すること、長時間労働削減の具体的措置を講じること、校内衛生委員会を法令に準じて開催すること、部活動へは顧問、児童生徒ともに自由参加にすること、教職員のインフルエンザ予防接種費用を公費で賄うことなどです。

本市が、他の市町に先駆けて、すでに取り組んだり、インフルエンザ予防接種については、この定例会でも話題にしたりしていることから、こちらからの回答に対しては、知多地方教職員労働組合からは、感謝の言葉も聞こえるなど、穏やかな雰囲気の中で懇談をすることができました。

通常、このような懇談会は、1時間という約束がありますが、先日はお互いに熱が入って結局懇談が2時間にも及びました。

これからも、児童生徒を幸せにするために存在している教職員が、健康であり続けるという共通の意識の下で、互いに知恵を出していきたいと思います。

竹内委員長

知多市が、他市に先行して取り組んでいるということは、とてもうれしく思います。

岩見田委員

部活動への参加が、教員も生徒も自由であるということは、どのように話されましたか。

澤田指導主事

実質的に、強制にはなっていないということを話しました。

先生の負担軽減ということでは、中学校の校長先生が、自主的に会合をもって、検討会を立ち上げています。その中で、例えば、部活動の数を減らして、担当する先生を増やす。これにより、指導する回数を減らすことができれば、負担を減らすことができます。文部科学省からも、このような例示が出ています。ただ、そのときには、地域の声も当然あります。部活動を減らすということは、子どもたちにとって、選べる部活動が減ることになり、一つの部活動に集中してくるものですから、そうすると、いよいよ自由参加ということが、現実味を帯びてくるだろうということで、これから、やれることからやっていきますよと、お話ししました。

小宮教育長

小学校の部活動も止めるべきであるという話もありました。

澤田指導主事

半田市では、小学校の部活動は行っていません。知多半島の中でも、全く行っていない



市もありますので、検討に値するかと思います。

小宮教育長

小学校の部活動では、文科系では、まず、第一に吹奏楽があげられます。コミュニティの行事に、子どもたちが参加していますが、華がなくなります。それを楽しみにしている人たちがいます。

竹内委員長

部活動がなくなった場合、地域に帰ってくる子に対する受け皿があるのかということがあります。保護者や地域の理解が必要になります。教育の分野は、分断できないので、総合的に行っていくことが多くあります。

小宮教育長

部活動の受け皿としては、社会体育に回すしかないのですが、それだけの受け皿があるのかという問題があります。毎日、放課後の4時から部活動をしてくれる人がいるのかどうか。部活動に代わるものとしては、少年野球とか少年サッカーというクラブチーム的なものになりますが、土日に行っているものを、平日の午後7時から自由参加で、体育館などを会場として行うということになっていくのだろうと思うのですが、地域にそれだけのものがあるのかどうか。現実には、まだ、ないです。部活動の在り方は、根本的に変えていかないといけない。

竹内委員長

前途に夢もあるが、多難でもあるので、これから、考えていかなければならない。

小宮教育長

中学校3年生の文集では、7割ぐらいの子が、部活動のことを書いています。

竹内委員長

そういうことは、大切なことだと思います。学校祭や体育祭も、日本の教育の特徴でもあります。いいところは、切るのではなく、工夫をしていく必要があります。

### (3) 11月の行事等予定表について

渡邊学校教育課副課長

11月の行事等予定表の事項を説明した。

8 閉 会 午前10時49分 第11回定例会を閉会

次回は、11月11日(金)午前9時30分から第12回定例会を予定。  
知多市教育委員会会議規則の一部を改正する規則(平成27年教委規則第2号)に基づく改正前の知多市教育委員会会議規則(昭和45年教委規則第2号)第16条の規定により、ここに署名押印する。

平成28年10月14日

(委 員) \_\_\_\_\_

(委 員) \_\_\_\_\_

(教育長) \_\_\_\_\_

(教育部長) \_\_\_\_\_